

給実甲第1234号

平成30年2月1日

人事院事務総長

給実甲第220号の一部改正について（通知）

給実甲第220号（期末手当及び勤勉手当の支給について）の一部を下記のとおり改正したので、平成30年4月1日以降は、これによってください。

記

第40項第1号(1)中「、6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の95」を「100分の90」に改め、同号(2)中「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の115」を「100分の110」に改め、同項第2号(1)中「、6月に支給する場合には100分の40、12月に支給する場合には100分の45」を「100分の42.5」に改め、同号(2)中「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の55」を「100分の52.5」に改める。

第41項第1号中「、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5」を「100分の95」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の52.5」を「100分の50」に改める。

第44項及び第45項を削る。

以 上